

福祉サービス第三評価結果の公表ガイドライン

① 第三者評価機関名

静岡県社会福祉協議会

② 施設・事業所情報

名称： 静波保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 大石容子	定員（利用人数）： 150名(146名)
所在地： 静岡県牧之原市静波991-5	
TEL：0548-22-0155	ホームページ： http://shizunaminursery.makihagu.net/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 昭和46年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 学校法人 榛原学園	
職員数	常勤職員： 24名 非常勤職員 7名
専門職員	（専門職の名称） 名
	保育士 25名 看護師 1名
	栄養士 1名 嘱託医 1名
施設・設備 の概要	（居室数）
	（設備等）

③ 理念・基本方針

（基本理念） 心豊かにたくましく

（基本方針） ・安全で安心な保育園づくりを進めます。

- ・子どもたちの育ちを支援するために、一人一人の発達過程や心身の状況に応じた質の高い保育を進めます。
- ・ゆとりをもって楽しく子育てができるよう保護者や地域への支援や連携を図ります。
- ・地域に開かれた保育園として、地域の子育てを支援する環境づくりに努めます。
- ・職員の資質向上に努め、保育の充実を図ります。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- ・サンクスカードの導入等で、職員のチームワークの向上を図る取組をしています。
- ・「環境の研修」の成果を、子どもの動線や遊びおよび環境整備に活かし、また手作りおもちゃを広く活用しています。
- ・和太鼓・竹馬・一本下駄を積極的に取り入れています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 年 月 日（契約日） ～ 平成 年 月 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・利用者満足の上昇を目的として、保護者会に園長や主任が出席して、保護者の意見を聴き、またアンケート調査も園長自らが担当して実施し、職員に改善点などを提案して改善に取り組んでいます。
- ・「環境の研修」を2年間取組み、子どもの動線や遊び、主体性に配慮した環境整備をし、安全や衛生管理等に努め、手作りおもちゃを広く活用しています。
- ・「子どもを尊重するための保育」の園内研修を実施した後、チェックリストとして活用し、子どもの欲求を受け止め、子どもの気持ちに沿った保育を行っています。
- ・食育活動に積極的に取り組み、年間食事(栄養)計画も作成されていて、体系化した取組が成されています。

◇改善を求められる点

- ・事業経営を取り巻く環境について、具体的な資料に基づく把握や分析がなされていません。また、経営環境と経営状況の把握・分析がなされておらず、経営課題が明確になっていません。
- ・施設長の役割と責任については、職員に対する表明が求められます。
- ・人材の確保・職員の定着について具体的な計画が作成されていません。
- ・実習生やボランティアの受け入れに関してマニュアルが整備されていません。また、「個人情報管理規程」はありますが、プライバシー保護のマニュアルがなく、不適切事案発生時の対応方法等についても明示が求められます。
- ・保育所等の変更の際は、園独自の保育の継続性に配慮した手続きと引継ぎ文書の内容を定めるなどの取組が求められます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

完全民営化に向けて選ばれる保育園になるために、子どもが減少している現状から今、何が必要か考えるきっかけとなるように受審を決めた。実際に受けてみると、基本方針・理念・運営・人材確保・保育サービスなど幅広く、そして深く求められており、やっていたつもり、周知しているつもりだったことが、結果を出し省みるまで至っていなかったことに気づけたと思う。

公表されることに対する不安、評価される＝成績を付けられるという不安もあったが、実際には何が足りないのか、違う角度の見方もあると気づけたり、職員の自信に繋がったと感じている。

課題を明確にして、アクションを起こした後、結果を出し、省みるまでが必要であること。記録の大切さ。職員の意見の吸い上げから、事業計画策定・参画に繋げていくこと。安定よりも成長。基本姿勢の大切さ。チームワーク・横の繋がり・人材育成等今からやっていくべき大切なことを、ひとつずつやっとうと思う。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> 理念・基本方針は経営書や事業計画書等に明記されていたが、職員や保護者への周知は不十分であり、また周知状況の確認はなされていない。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	c
<コメント> 中・長期目標の中で乳児用遊具の設置を明記していたが、事業経営を取り巻く環境については具体的な資料もなく、把握しているとは言い難い。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	c
<コメント> 経営環境と経営状況の把握・分析が確認できず、経営課題も明らかではない。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> 中・長期目標を記した書面は確認できたが、収支計画を伴っておらず不十分である。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b

<p><コメント></p> <p>管理業務の実施に関する事項に中・長期目標は反映されているが、収支予算書への反映が確認できない。</p>		
<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画策定の手順と職員への周知について聴取したが、会議資料等があったが、その記録が確認できず不十分である。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>保護者には園だよりで事業計画の内容について周知しているが、配慮が必要な保護者への対応は確認できない。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
<p>I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>日常的な保育の質に向上に向けた取組はあるものの、PDCAサイクルに基づく組織的な取組は確認できず不十分である。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>主任会で評価結果を検討し課題を明確にして職員で共有はしているが、改善策が確認できず不十分である。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。</p>		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	c
<p><コメント></p> <p>施設長の役割と責任について職員に表明していることが、職務分掌表以外では確認できない。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p>		

施設長は研修等に参加していて、遵守すべき法令等は、職員に周知するための取り組みは行っていた。しかし、正しい理解がされているかどうかの確認はされておらず不十分である。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>サンクスカードの導入等で職員のチームワークの向上を図る取り組みをしていた。また、職員の個別面談も実施しているが、どの様な指導が成されたのか記録がなく確認できない。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>ICTの活用等については不十分であり、経営の改善や業務の実効性の向上に向けた人事・労務・財務を踏まえての分析はできていない。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
<p><コメント></p> <p>計画に基づいた人材の確保・育成についての具体的な計画は確認できない。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>「役職者の心得」、「セブンアクト」で期待する職員像を示していることは確認できたが、各職員の評価や貢献度、処遇改善の必要性等の評価・分析は不十分である。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>職員の就業状況については把握されており、個別面談で職員の意向確認もされている。しかし働きやすい職場づくりの観点では具体的な改善策が明示されていない。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの目標における進捗状況の確認は行われておらず、目標管理が行われていない。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>職員研修計画はあるが、定期的な計画の見直しやカリキュラム評価の見直し等は確認できない。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>全職員に教育の機会は確保されているが、個別の職員の知識・技術水準の把握が明確ではなく、習熟度に配慮した個別的なOJTの実施等は確認できない。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
<p><コメント></p> <p>実習生の受け入れ実績はあるものの、受け入れマニュアルはなく、指導者への研修も実施されていない。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>情報公開規程が整備されていて、それに基づいて情報公開がされているが、公開申請の手続き等について周知されておらず不十分である。また財務等に関する情報を公表していない。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>一定のルールのもとに事務・経理・取引が成されているが、職員等への周知が不十分である。また、外部監査についても確認できない。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>地域との関わり方について基本的な考え方を明示しておらず、地域との交流は専ら行事を通しての交流のみであり、不十分である。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れマニュアルが整備されておらず、基本姿勢も明確ではない。サマーショートボランティアや学生の職業体験の受け入れは実施している。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b

<p><コメント></p> <p>必要な社会資源は一覧にして明示されている。関係機関や団体との連携は、定期的ではなく、必要に応じて実施している。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b
<p><コメント></p> <p>園庭開放、災害時の施設開放が主な取組であり、公開講演会や地域の保護者や子供たちとの交流はない。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>地域の福祉ニーズの把握が十分になされておらず、園庭開放等にとどまっています不十分である。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>「全国保育士会倫理綱領」を読み合わせ、人権擁護の学習後はセルフチェックを行うが、園独自の倫理綱領等なく、理念等に子ども尊重の保育実施の明示もない。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>マニュアルがなく、研修実施もなく、不適切事案の対応方法等の明示もない。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント></p> <p>まきはぐ・園便りを通して情報を提供し、利用希望者に個別に説明し、見学等も希望に応じているが、「保育所入所のしおり」は、わかりやすい内容になっていない。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	c
<p><コメント></p> <p>組織が定めた様式や、配慮が必要な保護者への説明ルールがない。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	c
<p><コメント></p>		

手順や引継ぎ文書がないなど、継続性に配慮していない。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育の中で、子どもの満足把握に努め、面談で保護者の意見を聞き、保護者会に園長・主任が出席し、アンケートは園長が担当して職員に改善点等を提案している。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>苦情解決体制を整備し、掲示物があり、記録も適切に保管しているが、保護者への資料配布・説明がなく、HP等での公表もない。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>連絡ノートを通じ相談しやすい関係性を作り、担任だけでなく、保護者が相談しやすい保育士に相談できるが、説明文書や掲示がない。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>連絡ノートや面談を通して保護者の不安等の手助けに努め、保育士は保護者の訴え等に丁寧に対応し、園長・主任に報告しているが、相談や意見を受けた際の記録方法や手順、対応策の検討等について定めたものはない。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>事故発生時の対応手順があり、責任者も定められているが、改善策の検討や定期的な見直しがない。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>管理体制を整備して、マニュアルも作成し、園内研修を実施している。保護者への情報提供や感染症が発生した場合の対応も適切である。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>マニュアルに基づき訓練等を行い、備蓄リストもあるが、保育継続のために必要な対策について、安否確認の方法を定めていない面で不十分である。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	c
<コメント> 標準的な実施方法を文書化しているが、そこに、人権尊重やプライバシー保護の姿勢明示がない。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<コメント> 職員や保護者からの意見等の反映や見直しの仕組みを定めていない。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	c
<コメント> 手順を定めてなく、体制を確立していない。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	c
<コメント> 手順を定めてなく、体制を確立していない。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<コメント> 実施状況を統一様式で記録しているが、記録要領の作成がないなどの面で、統一した記録の工夫が不十分である。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<コメント> 「個人情報管理規程」があり、責任者も設置しているが、研修等の実施や、保護者等への説明がない。		

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b
<コメント> 保育指針等や保育所の理念に基づき、子どもの発達状況等に応じ編成しているが、参画は幹部職員のみであり、定期的な評価・改善の面でも不十分である。		

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>「環境の研修」を2年間取組み、子どもの動線や遊び、主体性に配慮した環境整備をし、安全や衛生管理等に努め、手作りおもちゃを広く活用している。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>「子どもを尊重するための保育」の園内研修を実施した後、チェックリストとして活用し、子どもの欲求を受け止め、子どもの気持ちに沿って適切に対応している。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園内研修にて作成した「生活の流れ」を活用し、子どもの生活しやすい環境を整え、発達に応じた子どもの自主性を育み、基本的な生活ができるよう援助している</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもが主体的に遊べる環境整備に努め、自然体験（芋ほり、花見等）や地域との触れ合い（イベント、散歩等）をしている。園庭にジャングルハウスがある。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>担当制の下、「生活の流れ」を活用し、愛着関係を大切にしつつ、健康と安全を確保し、保護者・看護師等とも連携を図っている。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>自我の育ちを支えるよう安全に配慮し、保護者・看護師等と連携しながら、環境整備し、自我が出たことで一筋縄ではいかない場面でも、根気強く関わっている。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>年齢ごとの発達年齢を踏まえ、基本的な生活習慣の定着を図り、子どもの協同的な活動等について、保護者や小学校等に伝える工夫がある。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p>		

今現在在籍対象児はないが、気になる子に対しては、近隣の「さざんか」内の「ことばの教室」と連携し対応している。職員研修や保護者取組の面で不十分である。		
A10	A-1-(2)-9 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>「長時間保育指導計画」はあるが、保育課程等への位置づけがない。引き渡しを丁寧にして、夏場の水分補給、玩具の工夫もあるが、食事・おやつへの配慮はない。</p>		
A11	A-1-(2)-10 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>保育要録は、5歳児担当職員が作成し、懇談会・面談を通して就学前の保護者へのアドバイス等をしているが、5歳児の年間指導計画に、この事項の記載がない。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A12	A-1-(3)-1 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>マニュアルはないが、「健康管理保健年間計画」を作成し、保護者との連絡を密にし、体調の変化に合わせて看護師が対応し、食事も調理師と相談し対応している。</p>		
A13	A-1-(3)-2 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>結果が記録され、職員に周知し保護者に伝え、治療の有無を確認し、保育に生かしている。歯磨き指導・フッ素洗口等実施している。</p>		
A14	A-1-(3)-3 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>アレルギー児への対応は、「ガイドライン」をもとに、保護者とも連携を密にして、子どもの状況に応じた適切に対応し、外部のアレルギー研修に参加している。</p>		
A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-1 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>行事食、サンプル表示、献立費用の掲示、乳児食、代替え食、クッキング栽培など、積極的な取組がなされ、調理員と子供たちとの交流もされている。</p>		
A16	A-1-(4)-2 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>「給食運営」として留意点を書面化し、調理員たちの基本姿勢が記されている。また、年間食事(栄養)指導計画も作成されていて、体系化した取組が成されている。</p>		

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>連絡ノートで家庭との情報交換を行い、送迎時も交流を図ることに努めているが、保護者との情報交換の内容を関係職員で共有するための記録はなく十分でない。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>連絡ノートでのやり取りで対応することがほとんどだが、必要に応じて個別面談で対応している。しかし保護者との個別面談記録は確認できない。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待が疑われる子供への対応記録を確認した。危機管理マニュアルの中に虐待に係る対応について明示している。</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>9月と2月に自己評価を実施し、それをもとに話し合いをしているが、保育の改善や意識の専門性の向上につなぐ取組としては不十分である。</p>		